

昭和六十一年通商産業省令第四十六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七百七号）第八条の二第二項、第八条の五第二項、第八条の十第二項及び第三項、第八条の十四第一項及び第一二項並びに第八条の一七第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令を次のように制定する。

（用語）この省令において使用する用語は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七百七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一条（指定の申請）

法第八条の二第二項の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

第二条

（指定の申請）

法第八条の二第二項の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

第一条

（指定の申請）

この省令において使用する用語は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七百七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- 一 名称及び住所
- 二 試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 三 行おうとする試験事務の範囲
- 四 試験事務を開始しようとする年月日

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 最近の事業年度末における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 次の事項を記載した書類

- イ 役員の氏名及び履歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称
- ロ 試験事務の実施の方法に関する計画
- ハ 試験事務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

（指定試験機関の名称等の変更）

第三条

（指定試験機関）

指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（試験事務規程）

第四条

（指定試験機関）

指定試験機関は、法第八条の五第一項の規定により試験事務規程の設定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 2 指定試験機関は、法第八条の五第一項の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（法第八条の五第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。）

- 1 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 2 試験機関は、法第八条の五第一項の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
- 3 試験事務の実施の方法に関する事項
- 4 合格者の公示に関する事項
- 5 試験事務を行なう事務所の名称及びその事務所が試験事務を行う区域
- 6 手数料の収納の方法に関する事項
- 7 試験員の選任及び解任に関する事項
- 8 試験員の実施の方法に関する事項
- 9 試験事務に關して知り得た秘密の保持に関する事項
- 10 試験事務に関する書類の保存に関する事項
- 11 前各号に掲げるもののほか、試験事務に關し必要な事項

（試験事務の休廃止）

- 1 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 2 休止し、又は廃止しようとする年月日

（試験事務の休廃止）指定試験機関は、法第八条の六の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

三 休止しようとする場合にあつてはその期間

四 休止又は廃止の理由

(役員の選任及び解任)

第一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

第二 選任又は解任の理由

(試験員の要件)

第七条 法第八条の十第二項の経済産業省令、環境省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において薬学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農学経済学を除く。）に関する学科を担当する教授又は准教授

の職にあり、又はあつた者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上

二 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以

三 上国、地方公共団体、一般社団法人その他これらに準ずるものとの研究機関において公害防止に資する研究の業務に従事した経験を有するもの

四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣及び環境大臣が認める者

第八条 指定試験機関は、法第八条の十第三項の規定により試験員の選任又は変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 選任又は変更に係る試験員の氏名及び略歴

二 選任又は解任の理由

(試験結果の報告)

第九条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数、受験者数及び合格者数を記載した試験結果報告書に、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）別表第三の上欄に掲げる試験の区分（以下「試験区分」という。）ごとに、合格者の氏名、生年月日、住所及び試験の成績を記載した合格者一覧表を添えて、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第十条 法第八条の十四第一項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験区分ごとの合格者の氏名、生年月日及び受験番号

二 試験区分ごとの一部の科目に合格した者の氏名、生年月日、受験番号、合格した科目及び合格した年

二 法第八条の十四第一項の帳簿は、試験事務を廃止するまで（試験区分ごとの一部の科目に合格した者に係る事項に関する帳簿については三年間）保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十一条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存される方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣及び環境大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(試験事務の引継ぎ等)

第十二条 指定試験機関は、法第八条の十七第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 試験事務を経済産業大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。

三 その他経済産業大臣及び環境大臣が必要と認める事項

(立入検査の身分証明書)

第十三条 法第十二条第三項の証明書は、立入検査が同条第二項の規定により行われる場合にあつては様式第一のとおりとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。

一 第十二条第一項の申請書及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる添付書類

二 第三条の届出書

三 第四条第一項の申請書及び試験事務規程

四 第四条第二項の申請書

五 第五条の申請書

第六条の申請書
第八条の届出書
第九条の試験結果報告書及び合格者一覧表
法第八条の七第二項の事業報告書及び収支決算書
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。
附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）抄
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省・環境省令第一号）
この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年一月二七日経済産業省・環境省令第一号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二八日経済産業省・環境省令第二号）
（施行期日）
第一条 この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

第一 条 この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。
(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令様式第一によるものとみなす。
在職は、准教授としての在職とみなす。
附 則（平成一九年一二月三日経済産業省・環境省令第一二号）
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一 条 この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令様式第一による改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令様式第一によるものとみなす。

附 則（平成二〇年一二月一一日経済産業省・環境省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月三日経済産業省・環境省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、表中第七条第一項第二号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省・環境省令第三号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和六年四月一日経済産業省・環境省令第六号）
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令様式第一、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令別記様式並びに特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令様式第一から様式第三まで及び様式第五（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則（令和六年六月一〇日経済産業省・環境省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第十二条関係）

(第1面)

第　　号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職　　名	写 真
氏　　名	
生年月日　　年　　月　　日生	
年　　月　　日交付	
年　　月　　日限り有効	
発行者	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参考条文を記載することができる。
- 6 この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。